

## 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

## トリアジフラム

## I. 評価対象農薬の概要

## 1. 物質概要

化学名	(RS)-N-[2-(3,5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン				
分子式	C <sub>17</sub> H <sub>24</sub> FN <sub>5</sub> O	分子量	333.4	CAS NO.	131475-57-5
構造式					

## 2. 開発の経緯等

トリアジフラムはトリアジン系除草剤である。作用機序は十分解明されていないが、茎部におけるセルロースの生合成阻害と考えられている。本邦での初回登録は1997年である。

製剤は水和剤及び農薬肥料が、適用作物は芝がある。

原体の国内生産量は、3.8t（19年度\*）、4.0t（20年度）、4.1t（21年度）であった。なお、海外での開発・評価事例はない。

\*年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧・2010・（社）日本植物防疫協会

## 3. 各種物性等

外観・臭気	白色結晶（粒状） カビ臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}OC} = 970 - 5700 (25^{\circ}C)$
密度	1.2 g/cm <sup>3</sup> (20°C)	オクタノール ／水分配係数	logPow = 4.17 (20°C、pH7.5～8.6)
融点	103.5°C		
沸点	266°Cで分解するため 測定不能	生物濃縮性	BCF <sub>ss</sub> = 3.6 (試験濃度：0.032 mg/L) BCF <sub>ss</sub> = 2.6 (試験濃度：0.0032 mg/L)
蒸気圧	2.3 × 10 <sup>-5</sup> Pa (25°C)	水溶解度	7.14 mg/L (20°C、pH7.1～9.1)

## II. 安全性評価

非食用許容一日摂取量（非食用 ADI）	0.0087 mg/kg 体重/日
<p>トリアジフラムの各種試験成績の評価結果に基づき、トリアジフラムの非食用 ADI を 0.0087 mg/kg 体重/日と設定する。<sup>1)</sup></p> <p>なお、この値は90日間反復経口投与毒性試験における無毒性量8.76 mg/kg体重/日を安全係数1,000で除して設定された。</p>	

<sup>1)</sup> 本剤は、食用農作物への適用が申請されておらず、登録申請に伴う食品安全委員会による食品健康影響評価は行われていない。このため、非食用農作物専用農薬安全性評価検討会において非食用 ADI を設定した（別紙参照）。

## III. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

非水田使用農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて算出する。

### 1. 非水田使用時の水濁 PEC

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	30.0%水和剤	$I$ : 単回の農薬使用量（有効成分 g /ha）	450
使用場面	非水田	$N_{app}$ : 総使用回数（回）	2
適用作物	日本芝	$A_p$ : 農薬使用面積（ha）	37.5
農薬使用量	150 mL/10a		
総使用回数	2回		
地上防除/航空防除	地 上		
施 用 法	全面土壌散布		

## 2. 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC <sub>Tier1</sub> (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時	0.00001533 …
うち地表流出寄与分	0.00001528 …
うち河川ドリフト寄与分	0.00000005 …
合計 <sup>1)</sup>	0.0000153 … ÷ <u>0.000015 (mg/L)</u>

<sup>1)</sup> 水濁 PEC の値は有効数字2桁とし、3桁目を四捨五入して算出した。

## IV. 総合評価

## 1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値	<b>0.023 mg/L</b>
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 <sup>1)</sup>	
0.0087 (mg/kg 体重/日) 非食 ADI	53.3 (kg) 平均体重
× 0.1 10%配分	÷ 2 (L/人/日) 飲料水摂取量
= 0.0231...(mg/L)	

<sup>1)</sup> 登録保留基準値は有効数字2桁（ADIの有効数字桁数）とし、3桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 <sup>1)</sup>	なし
水質要監視項目 <sup>2)</sup>	なし
水質管理目標設定項目 <sup>3)</sup>	なし
ゴルフ場暫定指導指針 <sup>4)</sup>	なし
WHO飲料水水質ガイドライン <sup>5)</sup>	なし

<sup>1)</sup> 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

<sup>2)</sup> 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

<sup>3)</sup> 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

<sup>4)</sup> 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について」（平成22年9月29日付け環水大土発第100929001号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

<sup>5)</sup> Guidelines for Drinking-water Quality (First addendum to 3rd edition)

## 2. リスク評価

水濁  $PEC_{Tier1} = 0.000015$  (mg/L)であり、登録保留基準値  $0.023$  (mg/L)を超えないことを確認した。